

第五回国会における衆議院決議「遺族保護」に関する決議
に対する報告（案）

決議一、「戦死者に対する葬儀その他の行事につき、一般市民同様の取扱とする事」と
について

戦死者の葬儀等については、昭和二十一年十一月一日附、内務、文部両次官通達
「公葬等について」によつて取り扱つてゐるが、この通達の趣旨を誤解してゐる者
などあるので、さしあたり、本年六月六日付陸海軍第一号引揚後援方復員局長及び文
部大臣官房事務課長連名をとつて、各都道府県、各都道府県教育委員会あてに通達
を發し、戦死者の葬儀等に町村長の公取者が個人の資格で参列すること及びこれら
の葬儀等を寺院、教会等の宗教施設を使用して行ふことは、さしつかへないことを
再確認せしめる一層、更にこの決議の趣旨に添つて遺骨の出迎えその他具体的問題
につき連合軍總司令部（民間情報教育部）に連絡中である。

決議二、「遺族年金又は弔慰金を支給する事」として

遺族年金については、ポツダム宣言の受諾に伴う勅令第六十八号は、「陸、海軍
人、軍属又は此等の者の遺族たるに因る各号の恩給は、支給せしめ」と決められて
ゐる關係上支給はできないと考へられる。又弔慰金については目下検討中である。
決議三、「生活保護の基準額を真に人たるに値する生活をなし得る程度まで即時引き
上げ、特に老人、婦女子の家族の生活を確保を図ること」として

生活保護法の改訂

公的扶助の制度抜底の決議の主旨に添ひ、生活保護法による生活扶助費基準額を
内容の合理的改善と各費目の割合を適正化し被保護世帯の生活の実態により、一層
適合するよう今回（第十次）の改訂を行つたのである。

右の趣旨により行われた今回の改訂の要点を挙げると次の通りである。

- (一) 最低生活費の認定において
- (二) 満四才以下の乳児又は幼児を二人以上養育してゐる母又はこれに準ずる者

その他に手代りがない者

(2) 不具瘡疾、精神異常者、傷病者の看護のため、(1)と同様の就労状態にある者については、本人の労作の程度努力の状態を勘案して東京都の区々存する地域五大都市及びこれと事情を同じくする地域においては、月額三〇〇円以内、その他の市及びこれと事情を同じくする地域においては、月額三〇〇円以内、その他の町村においては、月額二〇〇円以内で飲食物に加算して差支えないこととし、又収入の認定においては勤労収入、事業収入、内取収入につき前記の金額の範囲内で、その地域に定めた額を必要経費として収入総額から、これを控除するようになった。

(二) 年令区分は従来の一四区分を八区分に簡素化すると共に男女の別は専攻熱量の比較的少ない十三以下において徹底し、十三以上については男女の金額差を減少するよう操作し改訂した。

(三) 飲食物費、被服費、保健衛生費等については価格の改訂を行うと共に石炭薪

入費、薪炭費については現状に即するよう価格と数量の両面から改訂し、更に家賃については最低生活費認定基準表第二類の範囲内で適用し得ると共に在り不足する場合は認定基準表の家賃の十割額まで都道府県知事の認可を得て認め得るようになった。

(四) 教育費の基準額を価格及び内容の両面より適正化し、従来の子供倍額程度に増額した。

(五) 生活扶助費支給上の設けられた制限を徹底し、基準額まで市町村限りで支給できるように改めた。

(六) なお、本年度において米価改訂による基準引上を予定している。

決議四、「子女の育英に対し、特別の考慮を払ふこと。」について

現行大日本育英会法第一條には、「優秀なる学徒にして経済的理由により、修学困難なるものに対し、学費の貸与其の他之が育英上必要なる業務を行ふ以て國家有用の人材を育成することを目的とする」とあり、いわゆる英学教育を主としていた

が、戦後引き続く経済危機のひつ迫に伴い、学徒の生活は急激に困難におちいり、
学業継続の困難、ひいては学業が^た難化する傾向が著しくなつてきた。この準備にかん
がみ、従来の方針を緩和し、生活困難者に重点を指向し、奨学生採用範
囲の拡張に努め、本決議の主旨について特別な考慮を払つてゐる。しかしながら、
予算の関係上、これらを全面的に採用するには至つてゐないことは遺憾である。

しかし、常に奨学生採用率の引上、個人貸与額の増加を期して、予算増額等につ
いては従来から努力してゐるところであり、今後とも更に力を尽したと考ふる。

決議五、丁生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること。トについて

厚生省においては、生活保護法の生業扶助制度の活用を図り、又未亡人に対する生
業資金の貸付は、^{（施）}更生資金貸付事業及び国民金融公庫による生業資金の貸付の一環
として行われているが、更に、昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算に
おいて、国民金融公庫に相当額の増貸を行い、生業資金貸付を拡充する予定である。

決議文、「後産所、母子寮及び保育所を増設すること」について

一 後産場

近時失業者の激増に伴い専従者、未亡人遺家族等に対する経済保護事業としての後産施設、整備徹底を図ること、現下緊要の要務であるので、積極的に資材の斡旋する外、確然たる方針のもとに正しき運営を行わせるよう指導に万全を期している。

二 母子福祉施設

（一）母子寮 及び 保育所

母子福祉施設の拡充徹底については、児童福祉法の母子寮及び保育所の増加に努力しているが二十四年度国庫負担により母子寮二七箇所（収容世帯数四三五、収容人員一、三〇五人）、保育所一五箇所（収容人員八〇八〇人）の増設を図った。また未亡人母子の生活環境上その子女の福祉に及ぼる虞れのあるとき未亡人の委託により前述に保育所がない場合、晝間のみあづかっていることのできる晝間家庭委託

の途を分ちている。

決議七、「その地課税、農地及び所出年の問題に關して、死人、障害者の家庭の特殊事情を充分参酌して、適當の改正を行ふこととすべし、その農地上用済を期すること」について

一 課税の減免

（一）未亡人及び戦没者の遺族について、特別に租税減免の措置を講ずることについては、税制改正に關するシヤウブ勅告に従つて扶養親族控除につき生計費の半額以上を受けている者は成年者であつても扶養親族として控除を受け得るやう改正が行われらるゝことであるから一般に就学中の者やその家庭の事業に従事する者も控除を受け得ることとなり、これらの世帯の租税負担も相当程度軽減されるものと考へられる。また、課税にあつては、税法の規定するところにより、右人の所得を調査し、その実情に即応する適正な課税をなすべきはもとよりのことであつて、この点については、最も力をいたしているところである。

四) なお、これらの方々の生活保護法の適用を受けている場合において同法の規定により、支給を受けざる保護金品については、何年課税されないことは勿論である。

(三) 農地の解放

一) 遺族である農地所有者が貸付地を取りあげて耕作しようとする場合は、具体的事情を充分考慮し、自作を相当と認められるもの、又はその農地を取りあげて耕作する以外に生計を維持できないと認められたるものについては、土地の取りあげを認めることとしている。

二) 農地の買収、売渡については、遺族の生活保護に特別の関連がないので、一般原則に基き措置している。即ち、未亡人並びに戦死者遺族の所有農地は自作農創設特別措置法才五條の買収除外地を除き、本法才三條の買収農地はすべて買収し、遺族の耕作している買収農地は、同法才十條の規定により「自作農」として農業に精進する見込のある者」である限り売渡される。たとえ売渡の相手方として不適格なため売渡をされない場合にも、直ちに耕作权を奪うような措置は取らない。

三) 遺族の買収農地の対価として交付された農地証券は、遺族の生活資金として必要の場合には、国債減債基金によつて日本勧業銀行において買上げているが、今後この制度を拡大したいと考えている。

(四) 作物移出

移出割当に關し、老人、婦女子が多く、労働力の低い遺族農家は普通の農家と割一的に取扱ふことは、不合理であるので、割当の決定に際し、農地の耕作する世帯員の状況等を充分考慮して当該農家の能力に基いたる相当な生産計画を指示し、これに基いて移出せしめる建前である。

農林省としては、この趣旨に沿つて実施面においても強く指導しているが、今後ともその適正なる実施について努力する方針である。